平成２６年（フ）第９２０号
京都府宇治市広野町大開96番地の30
破産者　細嶋　秀則
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９３６号
京都府京田辺市大住関屋９番地26
破産者　大石　淑人
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９７２号
京都市左京区高野蓼原町48番地、前住所京都市左京区田中大堰町139番地
破産者　八尾　和弘
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１２号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１９棟203号、前住所兵庫県宝塚市中筋山手１丁目３番29―103号
破産者　岩越　　朗
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
奈良県大和郡山市千日町13番地３
破産者　田村　公志
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７７号
岡山県総社市井手901番地７
破産者　洲脇　三郎
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
岡山県総社市井手901番地７
破産者　洲脇　智明
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
山口県岩国市本郷町本谷25番地
破産者　中迫　正登
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１０号
愛媛県今治市桜井１丁目10番８号
破産者　田坂　　晃
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１１号
愛媛県今治市桜井団地１丁目34番地１、開始決定時の住所愛媛県今治市東村１丁目２番12号、前住所愛媛県今治市八町東３丁目４番５号
破産者　田坂　　力
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３２０号
高知県南国市大埇甲1392番地　森田アパート１号
破産者　長谷川真矢
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０号
長崎県対馬市美津島町鶏知乙503番地15、旧住所長崎県対馬市美津島町大山279番地２
破産者　阿比留龍也
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２６年（フ）第３６９号
熊本市中央区上水前寺１丁目１番24号、開始決定時の住所熊本市西区野中１丁目８番１号インフィニティ野中1105
破産者　石井　佑治
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５６９号
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰1765番地２　エスポアール彩雲103
破産者　須頭　眞澄
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第２７９３号
東京都品川区旗の台６丁目９―11
破産者　石原隆志こと　宋　　三在
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４４２号
山梨県大月市初狩町下初狩1396番地１　２階、商業登記簿上の本店所在地山梨県都留市田野倉1055番地
破産者　株式会社幸建設
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５２１号
山梨県大月市初狩町下初狩1396番地１－２Ｆ
破産者　株式会社渡秀
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９１０号
千葉県山武市井之内682―12、開始決定時の住所千葉県山武市松尾町祝田116―１
破産者　福田　政明
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部